

議案第 11 号

野田市立小中学校学習用端末の購入について

野田市立小中学校学習用端末を買い入れることについて、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年野田市条例第7号）第3条の規定により、議会の議決を求める。

- | | | |
|-----|-------------|---|
| 1 | 契 約 の 目 的 | 動産の買入れ |
| (1) | 動 産 名 | 野田市立小中学校学習用端末 |
| (2) | 数 量 | 4,915台（見込み） |
| 2 | 契 約 の 方 法 | 随意契約 |
| 3 | 契 約 金 額 | 金270,325,000円 |
| 4 | 契 約 の 相 手 方 | 千葉県稲毛区轟町四丁目8番19号
富士電機ITソリューション株式会社
千葉支店長 青田 悟 |

令和8年6月10日提出

野田市長 鈴木 有

提案理由

GIGAスクール構想により整備した1人1台端末について、バッテリーの劣化等により更新が必要なため、学習用端末4,915台を購入しようとするものである。

物 品 購 入 契 約 書

1 購 入 品 目

品 名	規 格	単 価
野田市立小中学校学習用端末（単価契約）	別添仕様書のとおり	50,000 円／1 台
以下余白		

（ただし、消費税及び地方消費税の額については、請求時支払額に10%加算し、当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額とする。）

2 納 入 場 所 野田市内各小中学校指定場所

3 契 約 期 間 契約日の翌日から令和8年8月31日

4 契 約 保 証 金 免除

5 契 約 不 適 合 責 任 期 間 物品納入引渡しの日から起算して1年間

上記の物品購入について、発注者 野田市 と受注者 富士電機ITソリューション株式会社 は、各々の対等な立場における合意に基づいて、別添の条項によって公正な購入契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

なお、この契約は「議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例」（昭和39年野田市条例第7号）により議会の議決を得たとき効力を生ずるものとする。ただし、議会の議決を得られないとき、この契約は無効となり発注者は損害賠償の責は負わない。

本契約の証として本書2通を作成し、発注者及び受注者が記名押印の上、各自1通を保有する。

令和8年 月 日

発注者 住所 野田市鶴奉7番地の1
氏名 野田市
野田市長 鈴木 有

受注者 住所 千葉市稲毛区轟町四丁目8番19号
氏名 富士電機ITソリューション株式会社
千葉支店長 青田 悟

見 積 結 果 表

(随 意 契 約)

開 札 日 時	令和8年5月29日 午前10時00分	
開 札 場 所	野田市役所高層棟5階 OA研修室	
落 札 者	富士電機ITソリューション株式会社	
落 札 価 格	税込み	55, 000円 (うち消費税等の額 5, 000円)
	税抜き	50, 000円

(単位:円)

業 者 名	第1回	第2回		
富士電機ITソリューション株式会社	50,000	決定		

(消費税等の額を除く。)

仕様書

1 物件名

野田市立小中学校学習用端末（単価契約）

2 背景・目的

GIGA スクール構想の実現による 1 人 1 台端末等の整備、いわゆる GIGA 第 1 期の開始より約 5 年が経過した。この間、各校では 1 人 1 台端末の効果的・日常的な活用が進められてきたところである。

授業での活用頻度も年々、大きく向上してきており、主体的・対話的で深い学びの実現に向けたより効果的な活用が域内の様々な学校で進められている。また、授業での活用にとどまらず、平時における持ち帰り学習や長期休業中の活用、また、やむを得ず学校に登校できない児童生徒に対する 1 人 1 台端末の利活用も多く、多くの学校で進められている。

学校現場では、端末の活用が進み、効果が実感されつつある一方で、故障端末の増加やバッテリーの耐用年数が迫るなど、今後、端末を計画的に更新する必要がある。

そこで、端末更新の際に地方公共団体における効率的な執行等を図る観点から、各都道府県に GIGA スクール構想加速化基金を設置し、原則、各都道府県は自治体とともに端末の共同調達を行うこととした。

なお、端末整備にあたっては、千葉県及び県内自治体が参加する千葉県公立学校情報機器共同調達協議会（以下「協議会」という。）において、参加自治体の端末等を共同調達するものである。

3 業務概要

- （1） 学習者用コンピュータの端末、充電ケーブル・電源アダプタ及びタッチペン、画面保護フィルム（以下「端末等」という。）、端末管理機能（MDM）の整備
- （2） 端末利用に必要な初期設定、ラベル及び保護フィルムの貼付、開梱、設置等（以下「キッティング」という。）
- （3） 端末等の指定場所への納入

4 契約について

- （1） 契約期間 契約日の翌日から令和 8 年 8 月 3 1 日
- （2） 契約方法 1 台当たりとした単価契約（1 台当たりの単価とは、端末等、端末管理機能の整備及び納品などに係る諸経費を含めた単価である。）
- （3） 予定（見込み）数量 4, 9 1 5 台

※予定（見込み）数量は購入数量を約束するものではなく、数量は増減する場合がある。

5 納期

令和 8 年 8 月 3 1 日

6 調達仕様等

端末等の調達仕様詳細は、別紙1「端末等の仕様」のとおり。

7 本調達にかかる範囲と基本的条件

(1) 対象物品

別紙1「端末等の仕様」のとおり。

(2) 履行内容

ア 端末等の調達

端末等及び端末管理機能（MDM）の調達を実施する。

なお、納入期日までに確実に納入できるよう手配及び体制の構築を行うこと。

イ 端末等の指定場所への納品

端末等の納入場所は発注者が指定する各学校に、それぞれ最大1か所とする。

2か所以上指定する場合や2階以上の階層に納入場所を指定する場合は、協議のうえで決定すること。

納入期日及び数量等は別紙2「調達品、調達数及び納入先一覧」に示す。

なお、端末等の納入は、キッティング完了後に行うこととする。

ウ 端末等の設定作業

以下の設定作業を発注者と詳細な設定内容を協議し実施すること。

- ① クラウドの環境設定
- ② 端末管理機能（MDM）の環境設定及び登録
- ③ Wi-Fi 設定（各小中学校の GIGA ネットワークに接続する）
- ④ ポリシー適用
- ⑤ アプリインストール（端末管理機能（MDM）から配布可能なもの）
- ⑥ OS のアップデート（最新状態）

エ ラベル貼付

端末及び電源アダプタへのラベル貼付（端末1か所及び電源アダプタ1か所）すること。

オ 開梱、段ボール、梱包材等の回収

端末等の納入において、段ボールや梱包材等は、受注者の負担により撤去・処理すること。

カ 動作検証の実施

「ウ 端末等の設定作業」を実施した場合は、各納入先（学校等）で納入端末により動作検証（起動、ネットワーク接続等）を1台以上行うこと。

キ その他

発注者が以下の項目を希望した場合は、協議により実施するものとする。その費用が発生する場合は発注者と協議のうえ、別に契約になるため本仕様には含まないこととする。

- ・ 端末管理機能（MDM）から配布ができないアプリのインストール
- ・ 各学校等（1拠点）で2か所以上の場所への納入や保管庫への設置
- ・ 上記以外の発注者からの要望の協議と対応（保管サービスや有償保守等）

(3) 基本的条件

- ア 導入する端末等は、品質・耐久性に十分留意すること。
- イ サプライチェーン・リスクに考慮した端末等を導入すること。
- ウ 見積額には、本仕様書に記載した全ての要求事項にかかる費用を含むこと。
- エ 納入するOSは契約時点で最新バージョンとすること。
なお、OSのサポート期間は納入日から72か月以上あること。
- オ 端末管理機能（MDM）に登録するために必要な情報は発注者から受注者に対して提供し、受注者は端末管理機能（MDM）の設定完了後に、シリアル番号、MACアドレス、その他端末管理に必要な情報も発注者に提出すること。なお、発注者の情報提供時期は、各発注者、受注者と協議の上、日程を決定すること。また、MDMのライセンス期間は、使用開始日から最低5年を確保すること。
- カ 搬入作業は施設等に損傷を与えないよう万全を期すとともに、施設等の破損があった場合には発注者と協議のうえで、受注者の負担により原形復旧すること。

(4) 機能要件等

- ア 端末等のスペックは、別紙1「端末等の仕様」で示すスペックと同等以上のものとする。
なお、納入する端末等については、全て新品であること。
- イ 端末に適合する端末メーカー純正の電源ケーブル、電源アダプタを端末と合わせて納入すること。
- ウ 端末等は、同一メーカー、型番及び色のものを納入すること。

8 メーカーによる保証及び保守

- (1) 1年間、メーカーによるセンドバック保守を標準で備えること。
- (2) 千葉県を含む国内に複数のメーカーサポート拠点を有し、総合的に素早いサポートが可能であること。
- (3) 保守サポート期間及び部品等の供給可能年数が納入後5年以上あること。

9 提出資料

受注者は、発注者に対し契約締結後、以下の書類を指定された期日までに提出すること。

- ・ サプライチェーンリスクを考慮した納入計画書
- ・ 調達物品一覧
- ・ 納入計画スケジュール表
- ・ 端末固有情報一覧

10 留意事項

(1) 秘密保持義務

受注者は、発注者から秘密と指定された事項及び本契約の履行に際し知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。なお、契約終了後も同様とする。

受注者は、自らの管理の下で本契約の履行に係る業務に従事する者に対して、誓約書の提出

その他秘密保持義務を遵守させるために必要な措置を講ずること。本調達で発注者から取得した情報については、契約終了後返却又は適切に破棄すること。

(2) 疑義等に対する協議

本仕様書に定める事項に疑義が生じた場合や、本仕様書に定めのない事項については、発注者と落札者の協議により決定するものとする。

(3) 検査・検収

納入完了後、発注者による検査・検収を受けること。検査の結果、本仕様書と不適合なものが発見された場合は、受注者は直ちに修正すること。

検査・検収方法については契約時に確認すること。

(4) その他

契約の締結に当たっては、発注者の会計規則等を遵守すること。

1.1 情報資産の取り扱い

以下の項目に従い、当該業務を実施すること。

- (1) 受注者は、業務の処理に当たって、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）及び野田市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和 4 年野田市条例第 23 号）並びに野田市情報セキュリティポリシー（以下、「関係法令等」という。）を遵守し、個人情報及び情報資産（以下、「個人情報等」という。）を適正に取り扱わなければならない。
- (2) 受注者は、別記「個人情報及び情報資産の保護に関する情報セキュリティ特記事項」を遵守し、個人情報保護マニュアルを契約書の最後尾に綴ること。
- (3) 受注者は、業務の処理に当たって、個人情報の保護の重要性を認識し、取り扱う個人情報の取得、利用又は提供の方法などを定めた、個人情報保護マニュアルを作成して個人情報を適切に保護しなければならない。
- (4) 受注者は、別記「個人情報及び情報資産の保護に関する情報セキュリティ特記事項」を遵守し、併せて項番 3 に規定する情報セキュリティに関する組織体制を別途提出すること。
- (5) 受注者の責めに帰すべき事由により野田市が損害を被った場合は、野田市は、受注者に対し、当該損害の賠償を請求することができるものとする。

以上

端末等の仕様

学習者用コンピュータ（児童生徒用）等

項目	仕様等
OS	ChromeOS
端末形状	コンバーチブル型
CPU	Intel Celeron Processor N100 同等以上 ※Intel社製に限定するものではない
ストレージ	64GB以上
メモリ	4GB以上
画面	10～14インチ、タッチパネル
サイズ	端末本体：厚さ 25mm以下
無線	IEEE802. 11a/b/g/n/ac/ax以上
周辺機器	・タッチペン（全長11-18cm程度）非充電式 納入時にタッチペンが複数にならないこと ・画面保護フィルム（端末画面適応品） ※数量は、別紙2「調達品、調達数及び納入先一覧」のとおり
カメラ機能	インカメラ（90万画素以上）及びアウトカメラ（500万画以上）
音声接続端子	マイク・ヘッドフォン端子を1つ以上有していること（充電端子との共用は認めない）
外部接続端子	USB3. 0以上の規格であってUSB Type-C PD(Power Delivery)に対応したポートを1つ以上有していること
バッテリー稼働時間	8時間以上
重さ	1. 5kg程度を超えないこと（本体及びハードウェアキーボード）
耐久性・堅牢性	MIL-STD-810GまたはMIL-STD-810H、準拠以上とすること ※推奨準拠項目：落下、振動、衝撃、耐久性
端末管理機能	以下の設定は、ネットワークを介して行うための端末管理機能（MDM）を有していること。また、MDMのライセンス期間は、児童生徒の使用開始日から最低5年を確保すること。 ・端末にログイン可能なユーザに関する制御設定 ・端末が利用するソフトウェア、拡張機能等の配信設定 ・接続先ネットワークの制御 ・紛失、盗難時の制御設定 ・G G L（Google GIGA License スクールパッケージ） ※予定数量は、別紙2「調達品、調達数及び納入先一覧」のとおり

その他	1 端末を適切に運用するため以下の機能を有していること (1) 端末の稼働状況を把握できる機能 (2) 適切なセキュリティ対策としての以下の機能 ・マルウェアから端末を保護する機能 ・ストレージにデータを暗号化して保存する機能（必要に応じて利用可能であればよい） 2 OSメーカー（端末のOSと異なるものでもよい）が標準的に提供する教科横断的に活用できるソフトウェアを学習用ツールとして整備すること
-----	--

納入先及び調達一覧 (注) 予定数量は購入数量を約束するものではなく、数量は増減する場合がある。

別紙 2

自治体名	納入期限	調達形態		OS	端末形状	タッチペン		画面フィルム		端末管理機能	
〇〇〇 教育委員会	yy/mm/dd	(1) 購入 (2) リース	数量	Chrome	(1) コンバーチブル (2) デタッチャブル	(1) A: 充電式 パームリジェクション機能有 (2) B: 非充電式 (3) C: 充電式、非充電式どちらでも可 (4) 端末に付属する場合でも納入不要	数量	(1) 購入する & 貼付 (2) 購入しない	数量	(1) GGL (2) CEU	数量
野田市	2026/8/31	(1)	4,915		(1)	(2)	4,915	(1)	4,915	(1)	4,915
No.	学校名			住所			電話番号		数量 (予定)		
1	中央小学校			野田市野田 6 1 1			0 4 - 7 1 2 2 - 2 1 1 6		156		
2	宮崎小学校			野田市宮崎 5 5			0 4 - 7 1 2 2 - 2 3 6 2		94		
3	東部小学校			野田市鶴奉 2 2 0			0 4 - 7 1 2 2 - 3 0 0 4		35		
4	南部小学校			野田市山崎 1 5 0 3			0 4 - 7 1 2 2 - 2 5 0 9		111		
5	北部小学校			野田市谷津 2 5 - 1			0 4 - 7 1 2 2 - 2 7 4 8		53		
6	福田第一小学校			野田市三ツ堀 1 3 7 2			0 4 - 7 1 3 8 - 2 1 0 9		15		
7	福田第二小学校			野田市西三ヶ尾 9 8 8			0 4 - 7 1 3 8 - 0 3 5 5		23		
8	川間小学校			野田市中里 9 3 4			0 4 - 7 1 2 9 - 4 0 0 3		28		
9	清水台小学校			野田市清水 7 7 3			0 4 - 7 1 2 4 - 1 1 9 1		142		
10	柳沢小学校			野田市柳沢 1 3 9			0 4 - 7 1 2 4 - 6 2 3 4		76		
11	山崎小学校			野田市山崎 2 7 3 3			0 4 - 7 1 2 5 - 2 9 3 8		88		
12	岩木小学校			野田市岩名 2 - 1 2 - 1			0 4 - 7 1 2 9 - 5 9 8 9		133		
13	尾崎小学校			野田市尾崎 1 4 1 5			0 4 - 7 1 2 9 - 8 1 6 6		47		
14	七光台小学校			野田市七光台 2 0 - 1			0 4 - 7 1 2 7 - 1 7 1 2		56		
15	二ツ塚小学校			野田市二ツ塚 4 8 5 - 2			0 4 - 7 1 3 8 - 1 6 7 7		40		
16	みずき小学校			野田市みずき 3 - 2 - 3			0 4 - 7 1 2 1 - 4 3 1 1		139		
17	木間ヶ瀬小学校			野田市木間ヶ瀬 3 6 4 0			0 4 - 7 1 9 8 - 0 2 0 4		34		
18	二川小学校			野田市桐ヶ作 4 6 4			0 4 - 7 1 9 6 - 0 0 7 4		73		
19	関宿小学校			野田市関宿台町 1 7 1			0 4 - 7 1 9 6 - 0 1 1 2		30		
20	関宿中央小学校			野田市東宝珠花 2 3 4 - 1			0 4 - 7 1 9 8 - 4 3 2 1		68		
21	第一中学校			野田市野田 8 2 9 - 1			0 4 - 7 1 2 2 - 5 5 2 4		602		

No.	学校名	住所	電話番号	数量（予定）
22	第二中学校	野田市中根 1 3 9	0 4 - 7 1 2 2 - 5 5 3 4	324
23	東部中学校	野田市目吹 1 5 0 0	0 4 - 7 1 2 2 - 3 0 1 5	124
24	南部中学校	野田市花井 6 7	0 4 - 7 1 2 2 - 2 5 0 8	831
25	北部中学校	谷津 6 7 3	0 4 - 7 1 2 2 - 2 8 6 6	323
26	福田中学校	三ツ堀 7 8 2	0 4 - 7 1 3 8 - 1 4 5 2	121
27	川間中学校	中里 1 3 6 - 1	0 4 - 7 1 2 9 - 4 0 2 5	216
28	岩名中学校	岩名 1 7 0 0	0 4 - 7 1 2 2 - 5 2 6 9	464
29	木間ヶ瀬中学校	木間ヶ瀬 3 3 9 3 - 1	0 4 - 7 1 9 8 - 0 2 1 8	239
30	二川中学校	桐ヶ作 4 1 8	0 4 - 7 1 9 6 - 0 0 0 4	176
31	関宿中学校	関宿台町 2 1 5 0	0 4 - 7 1 9 6 - 0 1 1 3	54

別記 個人情報及び情報資産の保護に関する情報セキュリティ特記事項

1 基本事項

この契約又は協定等（以下「契約等」という。）により、野田市（以下「発注者」という。）から業務の委託又は指定管理者の指定等を受けた者（以下「受注者」という。）は、この契約等による業務を行うに当たり、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び野田市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年野田市条例第23号）並びに野田市情報セキュリティポリシー（以下「関係法令等」という。）を遵守し、個人情報及び情報資産（以下「個人情報等」という。）を適正に取り扱わなければならないものとする。

2 定義

この特記事項において使用する用語の定義は、関係法令等中使用する用語の例による。

3 安全管理体制

受注者は、この契約等による業務に係る個人情報等の取扱いについて必要かつ適切な措置を講じるとともに、情報セキュリティに関する安全管理体制として関係法令等及び国が定めるガイドラインに基づく組織体制、従業者への研修、漏えい及び盗難防止等の対策、情報へのアクセス制御等について書面により明らかにしなければならない。また、内容に変更がある場合、受注者は速やかに書面により発注者へ連絡しなければならない。

4 私用パソコン等の使用禁止

- (1) 受注者は、この契約等による業務に関して従業者に私用のパソコン等の機器を使用させてはならない。ただし、必要な安全管理措置を講じている等により、あらかじめ発注者の承諾がある場合は、この限りでない。
- (2) 前項ただし書の規定により従業者に私用の機器を使用させた場合において個人情報等の漏えい、紛失、盗難、改ざんその他の事故等が生じたときは、受注者はその使用に関する一切の責任を負わなければならない。

5 秘密の保持

- (1) 受注者は、この契約等による業務に関して知り得た情報をみだりに他人に知らせ、又は当該業務以外の目的で使用してはならない。
- (2) 受注者は、この契約等による業務に従事する者に対し、在職中及び退職後においても、この契約等による業務に関して知り得た情報をみだりに他人に知らせ、又は当該業務以外の目的で使用してはならないこと及びその他個人情報等の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。
- (3) 前2項の規定は、この契約等が終了し、又は解除された後においても同様とする。

6 業務目的以外の利用等の禁止

受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約等による業務に係る個人情報等を当該業務以外の目的に使用し、又は第三者に提供してはならない。

7 複写及び複製の禁止

受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約等による業務に係る個人情報等を複写し、又は複製してはならない。

8 個人情報等の受渡し

この契約等による業務に係る個人情報等の提供、返却又は廃棄については、受渡票等で確認し行うものとする。

9 厳重な保管及び搬送

受注者は、この契約等による業務に係る個人情報等の漏えい、紛失、盗難、改ざんその他の事故等を防止するため、個人情報等の厳重な保管及び搬送に努めなければならない。

10 再委託の禁止

- (1) 受注者は、発注者の書面による承諾があるときを除き、この契約等による個人情報等の取扱いを自ら行うものとし、その取扱いを第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。
- (2) 受注者は、発注者の承諾を得て個人情報等の取扱いを第三者に委託し、又は請け負わせようとするときは、当該委託先又は請負先に、この特記事項で要求する事項を遵守させなければならない。

1 1 派遣労働者等の利用時の措置

- (1) 受注者は、当該契約業務を派遣労働者、契約社員その他の正社員以外の労働者に行わせる場合は、正社員以外の労働者に本契約に基づく一切の義務を遵守させなければならない。
- (2) 受注者は、発注者に対して、正社員以外の労働者の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

1 2 事故発生時の報告義務

受注者は、この契約等による業務に係る個人情報等の漏えい、紛失、盗難、改ざんその他の事故等が生じ、又は生じた可能性があることを知ったときは、速やかに発注者に報告し、その指示に従わなければならない。この契約等が終了し、又は解除された後においても同様とする。

1 3 調査等の実施

- (1) 発注者は、この契約等による業務に係る受注者の情報セキュリティの運用状況に関し定期的に報告を求め、必要に応じて業務履行場所への立入調査及び監査（以下「調査等」という。）を行うことができるものとする。
- (2) 受注者は、発注者から業務履行場所への調査等の申入れがあったときは、特段の理由が認められる場合を除き、協力しなければならない。
- (3) 発注者は、第1項による業務履行場所への調査等による確認の結果、受注者による情報セキュリティの運用状況に契約不適合を認めたときは、期限を定めて改善を勧告するものとする。
- (4) 受注者は、前項による改善勧告を受けたときは、この改善勧告に速やかに応じなければならない。

1 4 個人情報等の返還、廃棄又は消去

- (1) 受注者は、この契約等が終了し、又は解除されたときは、この契約等による業務に係る個人情報等を、速やかに発注者に返還し、又は漏えいを来さない方法で確実に廃棄又は消去しなければならない。
- (2) 廃棄又は消去したときは、当該作業にかかる報告書を提出しなければならない。

1 5 特記事項に違反した場合の契約等解除及び損害賠償

- (1) 発注者は、受注者がこの特記事項に違反していると認めたときは、契約等の解除及び損害賠償の請求をすることができるものとする。
- (2) 受注者は、前項の規定による契約の解除により損害を受けた場合においても、発注者に対して、その損害の賠償を請求することはできないものとする。

1 6 違反事実等の公表

受注者が、この特記事項に違反し、契約等を解除された場合や情報セキュリティインシデントが発生した場合、発注者は、受注者の名称及び事実内容等を公表することができる。

1 7 実施責任

受注者は、受注者内における個人情報等の情報セキュリティ対策を明確にし、発注者が求めた際には速やかに報告しなければならない。

1 8 その他

受注者は、1から17までに定めるもののほか、個人情報等の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。